

日本臨床検査医学会学会賞・功労賞に関する規定

平成 14 年 11 月 22 日 制定

平成 15 年 10 月 28 日 一部改定	平成 15 年 12 月 13 日 一部改定
平成 16 年 4 月 17 日 一部改定	平成 16 年 8 月 21 日 一部改定
平成 17 年 8 月 20 日 一部改定	平成 19 年 12 月 22 日 一部改定
平成 20 年 8 月 23 日 一部改定	平成 20 年 11 月 8 日 一部改定
平成 21 年 8 月 8 日 一部改定	平成 22 年 8 月 8 日 一部改定
平成 23 年 8 月 19 日 一部改定	平成 25 年 3 月 24 日 一部改定
平成 30 年 10 月 27 日 一部改定	令和 1 年 10 月 18 日 一部改定

(目的)

第 1 条 日本臨床検査医学会(以下「本法人」という)に学会賞を設け本法人に所属し優れた業績をあげた会員に対して、本法人学会賞を授与することにより、臨床検査医学(臨床病理学、病態検査学、臨床検査診断学等)、(以下「臨床検査関連領域」)の学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

(学会賞)

日本臨床検査医学会学会賞として以下のものを定める。

1) 学術賞(Scientific Award)

臨床検査関連領域で最も優れた業績をあげた会員 1 名に授与する。

2) 検査・技術賞

(Laboratory Technology Award)

日常検査業務に関連する病態解析あるいは検査法の開発、検討において、優れた業績をあげた会員 1 名に授与する。

3) 若手研究者奨励賞

(Young Investigator Award)

募集年の 1 月 1 日の時点において 40 歳未満で、かつ本学会学術集会において筆頭著者としての発表があり、今後さらに研究の発展が見込まれる会員若干名に授与する。

4) 優秀論文賞(Outstanding Article Award)

過去 1 年間に本法人「臨床病理」誌の原著論文において、優れた発表をした会員若干名に授与する。年齢制限は特に加えない。

(功労賞)

日本臨床検査医学会功労賞として以下のものを定める。

1) 河合忠賞(Kawai Tadashi Award)

本法人の発展に多大な貢献をしている会員 1 名に授与する。

第 2 条 学会賞の対象者は、応募時に以下の学会入会歴を満たすものとする。

1)学術賞、2)検査・技術賞は満 5 年以上、3)若手研究者奨励賞については満 3 年以上、4)優秀論文賞については、編集委員会から学会賞委員会へ推薦する時点において 1 年以上の会員歴が必要である。

なお、1)学術賞、2)検査・技術賞の対象者として、原則的に教授職および教育研究機関の部長職は除くこととする。また、1)学術賞、2)検査・技術賞の重複受賞は不可とする。

3)若手研究者奨励賞と4)優秀論文賞は重複受賞は可とするが、同一年度に奨励賞と優秀論文賞を同一人に授与することはしない。

第 3 条 功労賞の対象者は、名誉会員または功労会員とし、募集は行わない。

(学会賞委員会)

第 4 条 本法人に学会賞を審査および選考するため、日本臨床検査医学会学会賞委員会(以下「学会賞委員会」という。)を置く。

(組織)

第 5 条 委員会に委員長 1 名、委員 4 名～8 名をもって組織する。

2 委員長は、学術担当理事が任命する。

3 委員は、委員長が推薦し理事会が承認する。

4 委員長および委員の任期は 2 年とし、重任は妨げない。

5 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を要請し、意見を述べさせることができる。

(応募申請)

第 6 条 学会賞の交付を受けようとする会員は、次の関係書類を理事長に提出する。

1 学会賞応募申請書

2 研究業績調書

3 推薦書(他薦の場合)、または自己推薦書(自薦の場合)

ただし、優秀論文賞は臨床病理誌の原著論文より選定されるため、申請の必要はない。

- 2 原則として、一推薦者より、学術賞、検査・技術賞、を含めて1名、若手研究者奨励賞1名の推薦とする。

(選考)

第7条 学会賞の選考は、基本的に学会賞委員会で
行い、必要があれば学術推進化委員会に諮
問し、受賞候補者を決定する。

ただし、優秀論文賞については、原則とし
て、過去1年間に臨床病理誌に掲載された
原著論文を対象として、編集委員会で審査
選定し、学会賞委員会に推薦を行うものと
する。

- 2 功労賞の選考は、理事会で行う。
- 3 受賞候補者を理事長に報告する。
- 4 理事長は、各受賞候補者を理事会に報告し、
各受賞者を決定する。

(表彰)

第8条 学会賞ならびに功労賞に対する表彰は、原
則として学術集会 学会賞受賞講演時に行
い、各受賞賞金は、次のとおりとする。

- 1 学 術 賞 50万円
- 2 検 査 ・ 技 術 賞 30万円
- 3 若手研究者奨励賞 10万円
- 4 優 秀 論 文 賞 10万円

- 5 河 合 忠 賞 10万円

(受賞講演・総説執筆)

第9条 各受賞者(若手研究者奨励賞、優秀論文賞、
河合忠賞は除く)は、学術集会において受
賞講演を行うとともに、受賞テーマに関
して総説論文を臨床病理誌に執筆するも
のとする。

(学会賞の財務)

第10条 学会賞賞金は、本法人学会賞基金を充当
する。

- 2 学会賞基金は、協賛企業の寄金を得ること
ができる。
- 3 学会賞基金は、本法人学術推進プロジェク
ト研究助成金等として使用することができ
る。

(附則)

第11条 この規定は、平成5年1月1日制定の規
定を廃止し、新たに規定を制定するもの
である。

- 2 この規定の改定は、理事会の承認を得なけ
ればならない。
- 3 この規定は、平成23年1月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規定は、平成31年1月1日から施行する。
- 6 この規定は、令和2年1月1日から施行する。